

佐倉市地球温暖化対策実行計画（概要版）

1. 計画策定の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、温室効果ガス排出量の削減に取り組むための法定計画です。計画の策定には、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」により、佐倉市役所は、特定事業者としてエネルギー消費原単位を年平均1%以上低減させる努力目標が課されていることを考慮します。

2. 計画期間

平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

3. 基準年度

平成24年度とします。

4. 対象範囲

市が行う事務事業とします。

※指定管理者制度等により管理運営を行っている施設も対象。

5. 対象とする温室効果ガス

「二酸化炭素（CO₂）」とします。

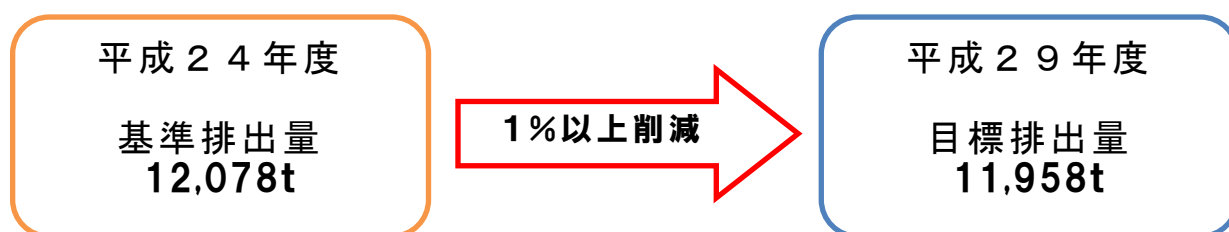
※市の事務事業における温室効果ガス排出量の99.7%を占める「二酸化炭素」を対象とします。

温室効果ガス	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン類
年間排出量(CO ₂ 換算kg)	12,045,058.0	17,959.6	12,818.2	2,470.0
排出割合(%)	99.7	0.1	0.1	0.02

6. 削減目標

平成24年度（基準年度）比で1%以上の削減を目指します。

（平成21年度比で8%以上削減します。）

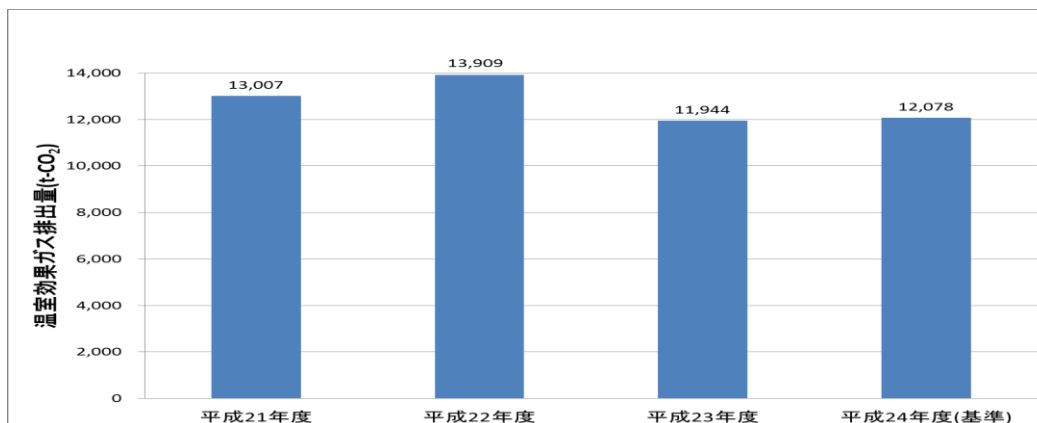


※平成21年度比では、平成29年度までに1,049tを削減する。

7. 温室効果ガス排出量の削減に向けた本市の取組

施設の建替えや新築事業等に合わせて、再生可能エネルギーの活用を図っています。また、ファシリティマネジメントを推進し、節電を図るとともに、施設に関する情報把握等を目的として、BIMMSを導入しています。このほか、ESCO事業導入、照明のLED化等を進めました。

◎市有施設からの温室効果ガス排出量の経年推移



8. 取組方針

(1) 市有施設におけるエネルギー使用量の削減

電気機器・設備等の適正使用を行います。

(2) 公用車の利用における取組

環境に配慮した自動車の導入を進め、エコドライブの徹底にも努めます。

(3) 市有施設の整備及び管理運営に係る取組

ESCO事業導入、省エネ改修、再生可能エネルギー等の利活用などを進めます。また、緑化の保全及び推進に努めます。

(4) 職員の温室効果ガス排出量削減に向けた意識の向上

毎年度職場内の取組を確認するとともに、結果を周知し、職員の意識向上に努めます。

9. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルを基本として、その進捗を管理します。

10. 推進体制

佐倉市地球温暖化対策推進本部でその進捗を管理するとともに、その進捗状況は、市民や事業者等に広く公表します。